

掲示板

住民課 ☎ 932-1151(内線119番)

老人保健の対象年齢をご存知ですか？

平成14年9月30日までに70歳になった人（昭和7年9月30日以前生まれの人）で、国民健康保険や社会保険に加入している人は、老人保健制度で医療を受けます。

この制度が平成14年10月1日に改正され、老人保健制度で医療を受ける人の対象年齢が、段階的に70歳から75歳に引き上げられています（5年かけて1歳ずつ引き上げ）。

平成14年9月30日までに70歳になった人（昭和7年9月30日以前生まれの人）	老人保健で医療を受けます
※寝たきりなど一定の障害が認められた65歳以上の人	
平成14年10月1日以降に70歳になる人（昭和7年10月1日以降生まれの人）	75歳まで、現在の医療保険で医療を受けます（75歳になる翌日から老人保健の対象となります）

また、65歳以上の人で次に該当する人も老人保健制度を受けることができます。

- ・身体障害者手帳の1級から3級および4級の一部の人、療育手帳Aの人
- ・国民年金の障害1・2級の人

福祉課 ☎ 932-1151(内線126番)

戦没者等の妻の方へ ～特別給付金の請求はお済みですか～

平成15年4月1日から、次の年金給付の受給権を有する戦没者等の妻に特別給付金が支給されています。

- ・恩給法による公務扶助料等
- ・援護法による遺族年金等

請求期限は、本年3月31日（金）までです。

この日を過ぎると、時効により権利が消滅して特別給付金を受けることが出来なくなります。請求忘れがないように、お早めに手続きをしてください。

子育て支援室 ☎ 932-1151(内線273番)

ご存知ですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当は、父親のいない児童（父親が重度障害者の場合を含む）を監護している母親、または母親に代わってその児童を養育している人に、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで手当が支給される制度です。

また、政令に定める程度の障害児については20歳まで支給されます。

ただし、次のような場合は手当を受けることはできません。

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金給付を受けることができるとき
- ・児童（社会）福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設などを除く）に入所措置されているときなど

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に定める程度の心身に障害がある児童の扶養のために、その父母または養育者に対して手当が支給される制度です。

以上の手当は、本人の申請による届出（添付書類など）が必要です。また、支払開始は認定請求書を提出した月の翌月分からとなりますのでご注意ください。



税務課 ☎ 932-1151(内線135番)

平成18年度 固定資産課税台帳などの 縦覧・閲覧について

地方税法第416条の規定に基づく、土地および家屋価格などの縦覧帳簿の縦覧および同法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧を、次のとおり行います。

●期日

○縦覧（土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿）

4月1日～5月31日（土・日、祝日は除く）

○閲覧（固定資産課税台帳）

4月1日から（土・日、祝日は除く）

●縦覧・閲覧場所 須恵町役場税務課

※閲覧や縦覧できる人は、固定資産税納税者などに限られます。詳しくはお問い合わせください。

保健環境課 ☎ 932-1151(内線151番)

「ゴミの出し方」パンフレット届きましたか？

みなさんが出されるゴミの出し方、分別の仕方など、分かりやすいように、「ゴミの出し方」パンフレットを作成いたしました。

各家庭には2月末までにお届け出来ますように、配布を行なっています。

つきましては、パンフレットが届いているかご確認頂いてご利用ください。

なお、パンフレットが届いてないご家庭がありましたら、保健環境課まで、ご連絡ください。

住民課 ☎ 932-1151(内線114番)

国民年金 口座振替がお得です。

口座振替なら一度手続きをするだけで、預（貯）金口座から自動的に保険料が引き落とされるので安心で便利です。

各月の保険料の引き落としは、翌月または当月の末日になります。

口座振替が できるところ	全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫
手続きに 必要なもの	・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書（役場住民課に備え付け） ・預（貯）金通帳および預（貯）金通帳届出印 ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書など）

1、毎月納付でもお得です

- ・翌月末振替（各月の保険料を翌月末に引き落とし） 月額（定額）13,860円
- ・当月末振替（各月の保険料を当月末に引き落とし） 月額13,810円 = 50円お得

2、「1年前納」「6か月前納」はさらにお得です

- ・1年前納(4月末振替)年額162,830円 = 年間で定額より3,490円お得
- ・6か月前納（4月・10月末振替）半年額82,220円 = 半年で定額より940円お得

口座振替の開始までは、1～2か月かかりますので、ご希望の人はお早めに手続きをしてください。

国民健康保険税：
10期分

3月の納税

町の人口

平成18年2月1日現在
（ ）＝前月比

- 男性 12,668人（－7）
- 女性 13,080人（－17）
- 合計 25,748人（－24）
- 世帯数 9,058戸（＋1）